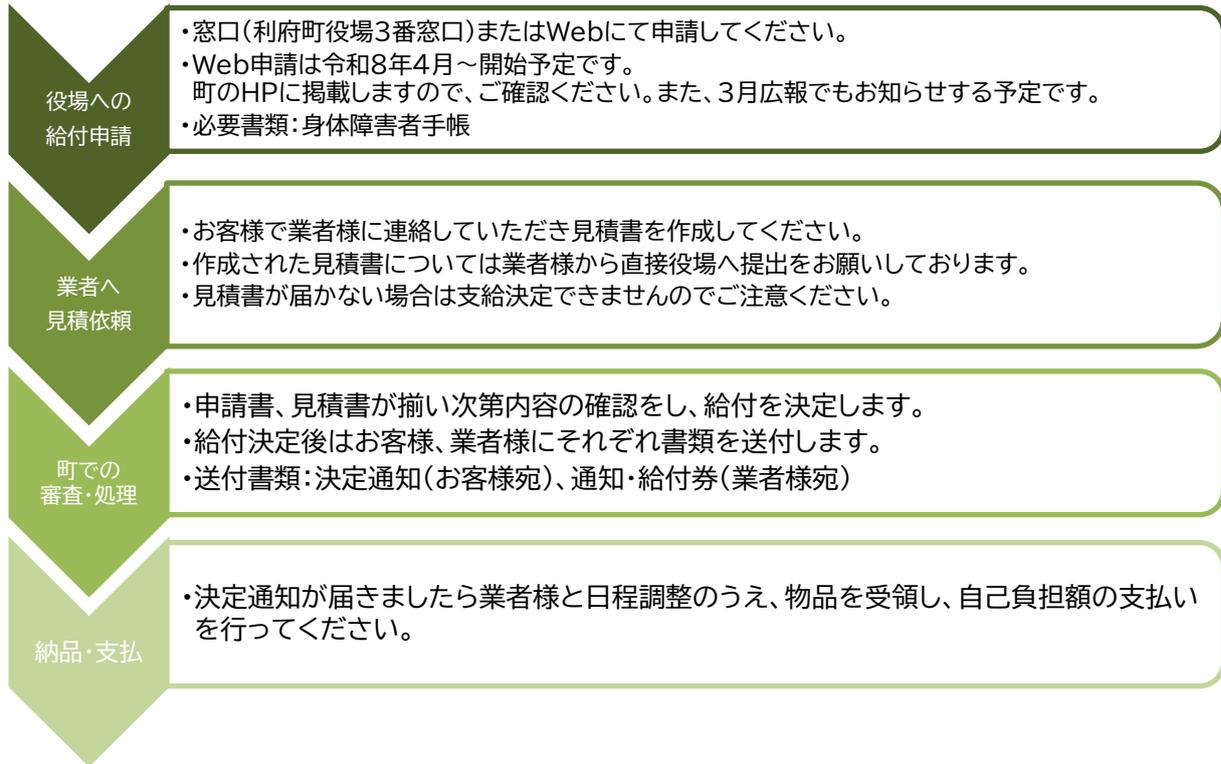


日常生活用具(スーマ装具、紙おむつ、人工鼻) 受給までの流れ



注意事項

①	<p>申請は上半期(4月～9月)、下半期(10月～3月)と分かれています。上半期と下半期を超えての申請はできません。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月～9月分の申請→対応可 ・6月～11月分の申請→対応不可
②	<p>見積書に記載の用具内容が変更になる可能性がある場合は、6ヶ月の申請ではなく2か月ごとなど期間を細かく分けて申請願います。</p>
③	<p>原則、支給決定後に給付内容の変更を行うことはできません。</p> <p>※身体状況の変化による給付内容の変更についてはご相談ください。</p>
④	<p>給付内容が変わらない場合は、6ヶ月分の申請の中で給付期間を分けることが可能です(送付は一括で行います。)</p> <p>ご希望の場合は、申請時にご相談ください。</p> <p>【具体例】</p> <p>《対応可》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月～9月分を1枚の給付券で送付してほしい ・4月～9月分を2か月ごと3枚の給付券で送付してほしい <p>《対応不可》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月～9月分を2か月ごとの給付券を対象の期間になったらそれぞれ送付してほしい